



目 次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（7件）	（治山林道課） 1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	（漁業管理課） 4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課） 4
○土地改良区の役員の退任	（ " ） 5
○土地改良区の定款変更の認可	（ " ） 5

告 示

高知県告示第681号

平成30年3月高知県告示第260号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川1133番地  
イ 氏名  
戸田 実馬
- (2)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川1172番地  
イ 氏名  
井上 登喜恵
- (3)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡葉山村永野89番地2  
イ 氏名  
下元 榮喜
- (4)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川394番地、395番地  
イ 氏名  
河内五社神社

- (5)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川259番地  
イ 氏名  
戸田 陽子
- (6)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡大正町大字田野々468番地1  
イ 氏名  
村田 吉男
- (7)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村北川4702番地  
イ 氏名  
村田 吉男
- (8)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川92番地1  
イ 氏名  
村田 吉男
- (9)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村力石1527番地  
イ 氏名  
又川 実馬
- (10)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川1032番地  
イ 氏名  
井関 好吉
- (11)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡津野町烏出川149番地  
イ 氏名  
川上 和孝
- (12)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川3818番地  
イ 氏名  
坂本 邦男
- (13)ア 登記簿記載の住所  
香川県仲多度郡仲南村七箇2492番地1  
イ 氏名  
村田 吉男
- (14)ア 登記簿記載の住所  
須崎市山手町17番13-4号  
イ 氏名  
岡田 幸彦
- (15)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川1200番地  
イ 氏名  
井関 福松
- (16)ア 登記簿記載の住所

- 兵庫県尼崎市西立花町二丁目12番8号  
イ 氏名  
井上 眞澄
- (17)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村芳生野丙1601番地  
イ 氏名  
織田 幸男
- (18)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村芳生野乙1852番地  
イ 氏名  
掛水 武彦
- (19)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村芳生野丙3235番地  
イ 氏名  
井上 眞澄
- (20)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村芳生野丙1138番地  
イ 氏名  
高橋 留喜
- (21)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村芳生野丙1170番地  
イ 氏名  
宗田 章
- (22)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村烏出川69番地  
イ 氏名  
西森 為蔵
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年1月農林水産省告示第50号
- (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第682号
- 平成30年3月高知県告示第263号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
- 平成30年8月28日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 所在不明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

<p>幡多郡大正町大字田野々276番地 イ 氏名 今城 幸子 (2)ア 登記簿記載の住所 東京都荒川区東尾久六丁目39番13号 イ 氏名 今城 純一 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町芳川288番地2 イ 氏名 山崎 景介 (4)ア 登記簿記載の住所 高知市高須1216番地16 イ 氏名 今城 朗 (5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村芳川 1 番屋敷 イ 氏名 今城 乙次 (6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村田野々 イ 氏名 佐々木 亀吾 (7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川21番屋敷 イ 氏名 宗崎 角馬 (8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町大字打井川249番地 イ 氏名 林 増樹 (9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川516番地 イ 氏名 林 栄馬 (10)ア 登記簿記載の住所 須崎市東古市町 1 番26号 イ 氏名 川村 一男 (11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川613番地 イ 氏名 宗崎 悟 (12)ア 登記簿記載の住所 高知市仁井田2490番地</p>	<p>イ 氏名 萩原 政重 (13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村打井川 イ 氏名 宗崎 善太郎 (14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川30番地2 イ 氏名 宗崎 政持 (15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川30番屋敷 イ 氏名 敷地 氏太郎 (16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川1613番地 イ 氏名 林 利重 (17)ア 登記簿記載の住所 高知市縄手町13番地 山下ナワテハイツ304号 イ 氏名 林 精一 (18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町北ノ川231番地 イ 氏名 片岡 豊実 (19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川29番屋敷 イ 氏名 宗崎 善太郎 (20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川153番地1 イ 氏名 林 増樹 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年12月農林水産省告示第2682号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第683号</b> 平成30年3月高知県告示第271号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森</p>	<p>林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香南市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年8月28日 高知県知事 尾崎 正直 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 大阪市浪速区日本橋五丁目3番6-401号 イ 氏名 坂本 雅昭 (2)ア 登記簿記載の住所 横山村仙頭分86 イ 氏名 坂本 常吉 (3)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村仙頭83番屋敷 イ 氏名 坂本 常吉 (4)ア 登記簿記載の住所 香美郡香我美町舞川1115番地 イ 氏名 恒石 歳春 (5)ア 登記簿記載の住所 高知市介良81番地 イ 氏名 小松 博隆 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年7月農林水産省告示第1209号（一に限る。） (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第684号</b> 平成30年3月高知県告示第275号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年8月28日 高知県知事 尾崎 正直 1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 広島県福山市大門町野々浜1450番地77</p>
--	--	---

<p>イ 氏名 林 峯子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村田野々</p> <p>イ 氏名 佐々木 亀吾</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和58年8月農林水産省告示第1419号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第685号</b> 平成30年3月高知県告示第316号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年8月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲1519番地</p> <p>イ 氏名 安藤 哲弘</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丙1907番地</p> <p>イ 氏名 筒井 淑江</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市櫛塚町3番20号</p> <p>イ 氏名 後藤 正子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 福岡県田川市白鳥町11番2号</p> <p>イ 氏名 筒井 正浩</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川乙611番地イ</p> <p>イ 氏名 六社神社</p>	<p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲147番地</p> <p>イ 氏名 村岡 朗</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲1407番地</p> <p>イ 氏名 村岡 朗</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町253番地</p> <p>イ 氏名 曾我 忠雄</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村東津賀才102番屋敷</p> <p>イ 氏名 清水 利太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村東津賀才189番地</p> <p>イ 氏名 亀山 満</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高知市塚ノ原88番地1</p> <p>イ 氏名 北岡 幸一</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川3043番地84</p> <p>イ 氏名 久武 一也</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲</p> <p>イ 氏名 安藤 吉三郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村甲504番地</p> <p>イ 氏名 筒井 親水</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年11月農林水産省告示第2184号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第686号</b></p>	<p>平成30年3月高知県告示第317号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年8月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町高須362番地</p> <p>イ 氏名 秋山 清春</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町穴内1513番2号地</p> <p>イ 氏名 都築 八重美</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市比島町二丁目16番54号</p> <p>イ 氏名 中内 賜</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡部村大栃2045番地5</p> <p>イ 氏名 笹岡 峯生</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市山ノ端町207番地</p> <p>イ 氏名 小松 清茂</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村今井32番地</p> <p>イ 氏名 山村 重隆</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村敷ノ山123番地</p> <p>イ 氏名 山村 正夷</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村敷ノ山95番地</p> <p>イ 氏名 山村 美恵子</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 神戸市葺合区生田町二丁目4番地1</p> <p>イ 氏名 山本 久幸</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p>
--	--	---

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年8月農林水産省告示第1408号（三に限る。）

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第687号**  
平成30年3月高知県告示第322号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年8月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所  
茨城県北相馬郡藤代町双葉一丁目11番15号  
イ 氏名  
西村 昭雄

(2)ア 登記簿記載の住所  
高知市愛宕山48番地  
イ 氏名  
高知市城北農業協同組合

(3)ア 登記簿記載の住所  
高知市高須680番地11  
イ 氏名  
竹下 幸雄

(4)ア 登記簿記載の住所  
高知市万々379番地  
イ 氏名  
西村 正

(5)ア 登記簿記載の住所  
高知市神田873番地1 県職員住宅  
イ 氏名  
西村 正

(6)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡禰原村禰原丙1983番地  
イ 氏名  
西村 照美

(7)ア 登記簿記載の住所  
高知市神田873番地1 県職員住宅  
イ 氏名  
西村 岳史

(8)ア 登記簿記載の住所

高知市神田873番地1 県職員住宅  
イ 氏名  
西村 珠央

(9)ア 登記簿記載の住所  
高知市神田873番地1 県職員住宅  
イ 氏名  
西村 卓巳

(10)ア 登記簿記載の住所  
高知市神田873番地1 県職員住宅  
イ 氏名  
西村 茂子

(11)ア 登記簿記載の住所  
高知市北新田町24番地  
イ 氏名  
山崎 滋

(12)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡四万十町口神ノ川608番地7  
イ 氏名  
田村 隆子

(13)ア 登記簿記載の住所  
宿毛市宿毛182番屋敷  
イ 氏名  
柏原 友次

(14)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡宿毛町宿毛町51番屋敷  
イ 氏名  
大黒 政治

(15)ア 登記簿記載の住所  
大阪府吹田市大字小路547番地  
イ 氏名  
中村 猛

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和58年6月農林水産省告示第1041号（一から三までに限る。）

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第688号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成30年8月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名  
土佐清水市 松本 秀夫  
" 橋本 和明  
" 吉村 毅

(2) 加入区の名称  
三崎加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間  
平成30年8月28日から同年9月11日まで

(2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合三崎支所

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市後川左岸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出届があった。  
平成30年8月28日  
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	高知県知事	尾崎 正直
(退任)				
理事	祖父江 忍	四万十市	秋田	401番地2
"	山本 敬三	"	安並	2591番地
"	小島 芳雄	"	"	2483番地
"	山岡 克輔	"	佐岡	568・569合番地
"	東 志行	"	古津賀	399番地3
"	野並 勇人	"	"	3122番地16
"	西内 幸好	"	竹島	3673番地13
"	鍋島 信久	"	双海	747番地
"	浜村 祥郎	幡多郡黒潮町出口		738番地1
"	小野 芳夫	四万十市	鍋島	1095番地
"	江口 茂和	"	"	1101番地
監事	森 潤吉	"	安並	915番地
"	東 照幸	"	古津賀	881番地1
"	小松 貞久	"	鍋島	966番地
(就任)				

理事	森	和久	四万十市	秋田	3番地2
〃	山本	敬三	〃	安並	2591番地
〃	小島	芳雄	〃	〃	2483番地
〃	岡本	則雄	〃	佐岡	1034番地
〃	東	志行	〃	古津賀	399番地3
〃	野並	勇人	〃	〃	3122番地16
〃	西内	幸好	〃	竹島	3673番地13
〃	鍋島	信久	〃	双海	747番地
〃	浜村	祥郎	幡多郡黒潮町	出口	738番地1
〃	小松	一幸	四万十市	鍋島	3815番地
〃	江口	茂和	〃	〃	1101番地
監事	森	潤吉	〃	安並	915番地
〃	東	照幸	〃	古津賀	881番地1
〃	沖	修一	〃	双海	511番地

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久礼田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成30年8月28日

高知県知事 尾崎 正直

|    |       |              |
|----|-------|--------------|
| 役名 | 氏名    | 住所           |
| 理事 | 長山 和義 | 南国市久礼田1025番地 |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、久礼田土地改良区の定款の変更を平成30年8月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年8月28日

高知県知事 尾崎 正直